

令和7年2月25日

令和7年2月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月25日（火）午後1時25分から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第3号 農用地利用集積計画の合意解約について
報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

局長 ただいまより令和7年2月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、5番、吉浦委員、9番、綱木委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は14番、大西委員、2番、久米委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請については7件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号13から19については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

なお、今回は外国籍の方による農地の取得許可が申請されておりますので、この場合の確認事項について説明いたします。

(資料により説明)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号13について、高原字西高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第5号、受付番号13について説明いたします。

2月17日に山口委員、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3

条許可申請、所有権移転の件で譲渡人と譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、1,802㎡です。

譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏との無償の所有権移転です。

譲渡人は耕作を続ける意欲がなく、申請地の近隣で耕作を行っている譲受人と協議を行った結果、本申請にいたったとのことです。

譲受人は、現在、水稻を中心に〇〇〇〇㎡耕作しており、農業経営に必要な農機具をそろえております。

農作業には年間150日従事するとのことです。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号13について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号13は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号14について、高川原字南島の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号14について説明いたします。

2月19日に大西委員と私の2名で、申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は畑、1,995㎡、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏への贈与です。

譲渡人が高齢で、今後、農地を管理することが困難であり、農業経営の規模拡大を希望する譲受人と話がまとまったことから本申請にいたったとのことです。

許可後の譲受人の耕作面積は、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡になる予定です。

申請地で水稻のほか、にんじんも栽培します。

譲受人は、トラクターと管理機を各〇台所有するほか、にんじんの堀取機なども

所有しております。

譲受人の自宅から申請地までは車で2分のため、通作に問題はありません。
農作業には本人と妻が年間360日、父母が330日従事するとのことです。
よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号14について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号14は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号15について、浦庄字国実の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号15について説明いたします。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地目、現況地目が田、848㎡、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏への売買です。

2月20日に岩本委員と私の2名で、申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は譲受人の自宅のすぐ近くにあり、これまでは近所の方が借りてブロッコリーを栽培しておりましたが、耕作困難となり、譲渡人が町外に居住することから譲受人との売買にいたったとのことです。現時点では、譲受人が耕耘し保全管理しております。

譲受人は農地を〇〇〇〇㎡所有し、申請地では水稻を栽培する予定です。

これに必要なトラクター、コンバインなどの農機具はすべてそろえております。

なお、冬期は保全管理するとのことです。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号15について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号15は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号16について、高川原字南島の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号16について説明いたします。

2月19日に大西委員と私の2名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、535㎡と南島〇〇〇番〇、244㎡の計779㎡で、ともに登記地目が田、現況地目は畑の一枚地で譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏への贈与です。

申請地は進入路が狭く耕作が困難です。

また、譲渡人が県外に居住していることから、今後の農地の管理を検討した結果、隣接する農地を所有する譲受人と話がまとまり、本申請にいたったとのことです。

譲受人は許可後、申請地で自家消費野菜を栽培します。農機具は、トラクターをリースし、通常は管理機〇台で耕作にあたります。

申請地は、譲受人の住宅から約30mの距離にあります。

農作業には本人と父が年間150日するとのことです。

よって、許可に問題は無いと考えられますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号16について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号16は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号17について、高原字桑島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第5号、受付番号17について説明いたします。

2月17日に藤井会長職務代理、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条許可申請、所有権移転の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、447㎡、桑島〇〇〇番〇、603㎡、桑島〇〇〇番〇、1、344㎡、登記と現況が田の3筆です。

譲渡人は申請地を相続したものの耕作が困難であり、譲受人が申請地を耕作しておりました。町外に居住することから今後も耕作ができないため、譲受人との協議の結果、本申請にいたったとのことでした。

譲受人と妻の農作業歴は30年で、年間150日以上農業に従事することから農業従事要件を満たしていると思われまます。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各〇台所有し、申請地を含むすべての農地を効率的に管理できると見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号17について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号17は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号18について、藍畑字高畑東の担当であります10番、栗内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第5号、受付番号18について説明いたします。

2月18日に綱木委員、廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条許可申請、所有権移転の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記と現況が畑、1,217㎡です。

譲渡人は申請地を相続したものの耕作が困難であることから譲受人に申請地の耕作を依頼し、トウモロコシなどを栽培しておりました。今後も耕作困難となることから、譲受人への売買にいたったとのこと。

譲受人と妻、子の夫婦、雇用者で農園を経営し、年間150日から200日、農作業に従事しております。

農機具は、トラクター〇台と乾燥機、田植機、コンバインを各〇台所有しております。

よって、許可に問題は無いと考えるので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号18について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号18は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号19について、高川原字加茂野及び桜間の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第5号、受付番号19について説明いたします。

2月19日に上田武志委員と私の2名で申請地に出向き、農地法第3許可申請、所有権移転の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、譲渡人が所有する住宅周辺の17筆の農地で、登記地目は田が12筆、畑が5筆の計5371.61㎡です。

現況は、畑及び保全管理地となっております。

譲渡人は県外に居住しているため、農地は貸借しておりました。

このたび、町内の住宅とともに農地も処分するため、株式会社〇〇〇〇に譲ることです。

株式会社〇〇〇〇の所在地は町外です。

平成29年に会社を設立し、申請地では枝豆などを栽培する予定です。

農機具は、トラクター〇台、耕運機〇台、田植機〇台、トラック〇台などを所有し、住宅地内の倉庫に置くか、町外からトラックで運搬するとのことです。

周辺地域に影響が無いよう農薬を使用し、水路の清掃や除草作業に協力することが明記されています。

農業経験も十分であり、問題は無いと思われます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(7番上田敏雄委員挙手)

7番 この農業法人の所在は町外ですが、どの市町村でどれだけ耕作されていますか。

事務局 徳島市で自作地が〇〇〇〇㎡、借入地が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、石井町内では自作地が〇〇〇〇㎡、借入地が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡です。

議長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
(13番近久委員挙手)

13番 この農業法人の代表者は、外国籍の方です。農地の耕作が今後も継続していかなければならないと考えられますが、事務局が審査された時のポイントを示してください。

事務局 農地所有適格法人としての農地の取得であるため、農業関係者が総議決権の過半を占めることと役員の過半が農業に従事する構成員であることが条件になります。

このため本申請においては、外国籍の方が代表者かつ議決権等が1/2超であることから、中長期の在留資格があり、農業の従事において問題がないことを確認しております。

また、この要件を満たすべく、在留期間の延長等の措置を行う予定であるとのことです。

議長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
(4番阿部委員挙手)

4番 申請地が17筆と多く、農地としては面積が小さいものも含まれます。
まず、申請地が第1種農地か第2農地かをお示してください。

また、将来的に農地転用の可能性が考えられる案件なのか、事務局の見解を伺います。

事務局 申請地は、第1種農地と第2種農地が混在しています。
農地のすべてを買い取ることが条件であるため、この申請にいたったとのことです。

また、今後、転用することは考えてはいないとお聞きしています。

譲受人は、これまで農地所有適格法人として、石井町内のすべての耕作地を適切に管理されているため、問題はないと考えます。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号19について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号19は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については5件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号20から及び24については、以上です。

議長 それでは、受付番号20について、高原字平島の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号20について説明いたします。

2月17日に田幡会長、藤井会長職務代理、上田敏雄委員、私と太田事務局長、片岡主幹の6名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字平島〇〇〇番〇と△△△番△、ともに登記及び現況地目が畑で、合計5,962㎡です。

譲渡人は高齢で、後継者もないことから3年ほど前にほとんどの農機具を処分

し、農地も手放したいと考えておりました。

譲受人である〇〇〇〇株式会社は、〇〇町で中古農機具、金物類の買い取り、販売を行っております。

事業拡大のため新店舗の適地を探していたところ、申請地が求めていた条件に合い、今回の申請にいたったとことです。

申請地は整地して砕石を敷きます。店舗兼事務所はトレーラーハウス、トイレは移動式簡易トイレを設置します。

雨水は地下浸透です。

〇〇〇番〇では、中古機械器具や金属類販売を行います。出入り口以外は高さ1.5mほどの目隠しフェンスで囲います。

△△△番△では、大型農機具等の販売を行います。こちらは県道から展示商品がよく見えるようにするためフェンス等は設置しません。商品の水洗いや散水は、打ち込み井戸を利用しますが、雨水同様、地下浸透とします。

排水設備を設置する計画はありませんが、事業計画書に「将来的に販売商品の種類が変更し油分等が多いものを取り扱うようになれば、油分分離層などを埋設し、環境に配慮した適法に排水する設備を設ける」と明記されていることから問題はないと考えます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号20の申請地は、2筆とも県道に沿い、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は中古品販売店で、2筆とも県道側に店舗併用事務所としてトレーラーハウス及び移動式簡易トイレを設置します。

また、平島△△△番△はトレーラーハウスの東側に手洗い及び散水のため、打ち込み井戸を設置します。

2筆とも造成は行わず、整地して採石を敷き、雨水は地下浸透とします。

生活排水は手洗いや商品の水洗い程度でほとんど無いとのことです。

将来的に油分が多い商品を取り扱う場合は、油分分離層などを設置するとのことです。

平島〇〇〇番〇では金属類を中心に販売します。周囲は、南が県道、北西が工場、南東から東にかけて2車線の町道に囲われております。工場との境は既存擁壁があり、土砂の流出等のおそれはないとのことです。

進入路は南東の町道側とし、周囲を新設の鋼板フェンスで囲います。

周辺農地への影響はないと見込まれております。

平島△△△番△では中古農機具、中古車等を展示販売します。周囲は、北が県道、東が町道及び河川、南側が住宅地、西側がアパート敷地となっております。

進入路は、県道側の既存坂路です。

申請地は、周囲と擁壁等が境となっており、1.5mほど低い位置にありますが、県道下から江川に抜ける排水経路があるため浸水のおそれはないとのこと。

周囲に農地はなく、周辺農地への影響はないと見込まれております。

転用者である〇〇株式会社は、徳島県公安委員会許可の機械工具商であるため、営業に問題はないとのこと。

また、トレーラーハウスは、建築物でないことから、徳島県の開発許可申請は必要ないとのこと。

2筆とも土地改良区等の管轄外の土地であることから上申書が提出されております。

融資証明書により事業に必要な資金が確保されることが確認できます。

許可後に近隣との問題が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書及び事業計画書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について、徳島県農林水産部農林水産政策課と事前協議しており、許可はやむをえないのでないかと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号20について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号20は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号21について、浦庄字下浦の担当であります吉浦委員が欠席しておりますので、4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号21について説明い

たします。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記地目と現況地目が田ですが、確認時点では休耕地で、1, 344㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇合同会社です。

転用目的は太陽光発電設備の設置で、転用目的は申請地が太陽光発電に適し所有者が今後耕作困難になるおそれもあるためです。

有償移転で、農地の種別は第2種農地となっております。

2月20日に田幡会長、藤井会長職務代理、岩本委員、私と片岡主幹で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は小学校と国道との間に位置します。整地して防草シートを敷き、適宜除草を行うとのことです。太陽光パネルとパワコンを設置します。

周辺農地には影響がないように万全を期すとのことです。

申請地の東側と西側には、太陽光発電用地があります。南側農地は休耕地です。北側は町道をはさんだ雑種地です。

造成は行わず、雨水は地下浸透です。

譲渡人が町外に居住し休耕状態であることから許可は、やむをえないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号21の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル192枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、北側と西側が町道、東側は雑種地、南側は農地です。農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのことです。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、適宜草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周囲の境界から50cm以上内側にフェンスを設置します。看板は南西部の進入口に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。
四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号21について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号21は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号22について、高原字東高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号22について説明いたします。

2月20日に田幡会長、山口委員、上田敏雄委員、私と片岡主幹の5名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、915㎡です。

譲受人は、年齢や体力的問題、後継者不在のため農地の管理が困難になっており、太陽光発電用地を必要としていた譲受人と申請地を売買するにいたったとのことです。

転用計画では、造成を行わず防草シートを敷き、境界から50cm内にフェンスを設置し、適宜除草を行います。

雨水は地下浸透であり、周辺農地に被害を及ぼすおそれはないとのことです。
申請地は境界確定が行われております。

隣接する麻名用水土地改良区の水路の土揚場については、防草シートを敷いて管理することを協議済みとのことです。

転用において問題が生じた場合は、転用者の責任で対処する旨の誓約もあります。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号22の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル156枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、北側が町道、南側は宅地、東側と西側が農地です。農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのことです。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、適宜草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周囲の境界から50cm以上内側にフェンスを設置します。看板は北東部の進入口に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号22について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号22は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号23について、高原字桑島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号23について説明いたします。

2月20日に田幡会長、藤井会長職務代理、上田敏雄委員、私と片岡主幹の5名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記地目が田、1, 294㎡と現況地目が畑と△△△番△、登記、現況地目とも畑、7㎡の2筆です。

譲受人は、遺贈により農地を取得しましたが、町外に居住し耕作が困難でありました。

申請地は、周囲に高い建物が無く太陽光発電に適していたことから、土地の有効利用のため譲渡することになり、今回の申請にいたったとのことでした。

転用計画では、〇〇〇番〇に造成、盛土は行わずに防草シートを敷きパネル等を設置し、管理のため適宜除草を行います。△△△番△は設備の管理に使用する草刈り機等の保管場所及び作業員の待機場所として、〇〇〇番〇と一体的に使用します。

申請地の東側は町道、南側は麻名用水土地改良区の水路、西側は宅地、北側は農地で、被害防除措置については協議済みです。

雨水は地下浸透で、周囲に影響はないと見込まれます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

隣接地の境界から50cm内側に高さ1.6mのフェンスを設置します。

転用後の被害対策においては、転用者の責任で対応することが明記されております。

以上のことから許可やむをえないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号23の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田敏雄委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

遺言により譲渡人が農地を受け継いだものの、今後、管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル196枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、東側が町道、西側と南側の一部が宅地、外は農地です。農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのこと。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、適宜回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周囲の境界から50cm以上内側にフェンスを設置します。看板は南東部の進入口に設置します。

なお、芝刈り機や予備部品置き場、作業員の待機場所とする桑島△△△番△はパネルを設置する○○○番○と用水路を挟んで往来しますが、水路幅が狭いことから利用上支障がないとのこと。このことは徳島県と事前に協議済みです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのこと。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、○○株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。○○株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号23について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号23は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号24について、高原字西高原の担当であります藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号24について説明いたします。

2月17日に田幡会長、山口委員、上田敏雄委員、私と太田事務局長、片岡主幹の6名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記、現況地目が田と西高原△△△番△、登記、現況地目が畑の2筆で、計1,276㎡です。

譲受人は農地の管理が困難になっており、太陽光発電用地を必要としていた譲受人と申請地を売買するにいたったとのことです。

転用計画では、盛土、切土は行わず、申請内の外周に2m幅の防草シートを設置し、境界から50cm内にフェンスを設置します。

除草は年2回程度とのことです。

申請地は周囲がコンクリートの構造物に囲われているため土砂の流出は無く、雨水は地下浸透であることから、周辺農地に被害を及ぼすおそれはないとのことです。

申請地は境界確定が行われ、麻名用水土地改良区との協議もできております。

転用において問題が生じた場合は、転用者の責任で対処する旨の誓約もあります。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号24の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人は農地の管理が困難となっており、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル192枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、南側と西側が農地、外は町道及び宅地です。農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのこととです。

造成は行わず整地し、周囲に2m幅の防草シートを敷き、年2回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周囲の境界から50cm内側にフェンスを設置します。看板は南東部の進入口に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのこととです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号24について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛

成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号24は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第3号、農用地利用集積計画の合意解約については、4件受理しました。
報告第4号、農地法第18条の規定による通知については、2件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和7年2月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。